

別添4 駐車場別留意事項

ブロック名	駅名	施設の名称	旧名称	内容
東山線	高畑	高畑	高畑西	
			高畑東	
			(高畑第一)	
	八田	八田北	八田北	
		八田西	八田西	
		八田東	八田東	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、土のうを設置すること。
	中村公園	中村公園	中村公園西	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。 消防設備点検等の法定点検については、本市が一括して発注しているため、費用は本市に支払う。 浸水の恐れがあるとき、土のうを設置すること。
			中村公園東	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。 浸水の恐れがあるとき、土のうを設置すること。
			中村公園北	
			中村公園西バス停前	
			(中村公園第二)	
			(中村公園第三)	
	中村日赤	中村日赤	(中村日赤第一)	
			(中村日赤第二)	
	本陣	本陣	本陣西	
			本陣バスターミナル	
			本陣東	
			(本陣第五)	
			(本陣第六)	
	亀島	亀島	(亀島第一)	
			(亀島第二)	
			(亀島第三)	
			(亀島第四)	高架下部分の東側については、台数が減少する可能性がある。
			(亀島第五)	
	新栄町	新栄町	新栄町	管理開始前に建物管理者と維持管理の基本事項にかかる協定を締結する。 光熱水費は建物管理者に支払う。 消防設備点検等の法定点検については、建物管理者が一括して発注しているため、費用は建物管理者に支払う。
			(新栄町第2)	
			(新栄町第3)	
			(新栄町第4)	
			(新栄町第5)	
	千種	千種	(千種定期)	
			(千種1)	
			(千種2)	
			(千種3)	
			(千種4)	
			(千種5)	
			(千種6)	
			(千種7)	
			(千種第1)	
	池下	池下	池下 (池下第一)	管理人ボックスは指定管理者の判断により使用可。
		池下駅南	池下駅南	千種警察署南側の路外駐車場を含む。 光熱水費の支払いは、池下自動車駐車場管理者からの請求による。 消防設備点検等の法定点検については、併設する池下自動車駐車場管理者が一括して発注し本市が池下自動車駐車場管理者に支払いをしているため、費用は本市に支払う。 開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。 管理事務所のエアコンは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき3か月に1回以上の簡易点検を行うこと。 令和9年度に電気設備工事が予定されており、この工事により地下の一部駐輪スペースが5か月程度終日利用不可となる。 令和10年度中にも電気設備工事が予定されており、この工事により地下の全区域が3か月程度供用休止となる。 設置されている1回利用の機器については令和9年度に市が撤去予定。詳細は別途協議するものとする。
	覚王山	覚王山	覚王山 (覚王山第一)	
	星ヶ丘	星ヶ丘	(星ヶ丘第一)	
			(星ヶ丘第二)	
			(星ヶ丘第三)	
			(星ヶ丘第四)	マンション建設工事にかかる乗り入れの復旧が令和9年6月ごろ予定。 4台程度が復旧対象。
			(星ヶ丘第五)	
			(星ヶ丘第六)	
	一社	一社北	一社北	
		一社南	一社南	

別添4 駐車場別留意事項

ブロック名	駅名	施設の名称	旧名称	内容
東山線	上社	上社	上社	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。 光熱水費及び共同ビル等の包括管理業務（消防設備点検等の法定点検含む）にかかる費用については、本市が建物管理者に支払いをしているため、費用は本市に支払う。
	本郷	本郷西	本郷西	
		本郷東	本郷東	
	藤が丘	藤が丘	藤が丘高架下	
			藤が丘工場西	
			藤が丘小学校南	
			藤が丘西	
			藤が丘東	
			< 藤が丘駅 >	令和9年4月1日に建物および附属施設が市に移譲されるため、指定期間開始時には別添2「施設・設備概要書」に記載の設備のほかゲート機器一式及び定期更新機が残置する。残置した機器については令和9年度に市が撤去予定。詳細は別途協議するものとする。
	小本	小本	小本	
	荒子	荒子	荒子	
	南荒子	南荒子	南荒子	管理人ボックスは指定管理者の判断により使用可。
	中島	中島西	中島西	
		中島南	中島南	
	港北	港北駅北	港北駅北	
		港北駅南	港北駅南	
	荒子川公園	荒子川公園	荒子川公園	
	稲永	稲永	稲永	
	野跡	野跡	野跡	管理人ボックスは指定管理者の判断により使用可。
	春田	春田	春田	自転車駐車を増設し、令和8年度中に供用開始予定。【別図1】
	烏森	烏森	烏森	
	伏屋	伏屋西	伏屋西	
		伏屋東	伏屋東	
名城線	金山	金山	金山総合駅南口	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。
			金山総合駅北口	光熱水費の支払いは、建物管理者からの請求による。 消防設備点検等の法定点検については、建物管理者が一括して発注しているため、費用は建物管理者に支払う。 管理事務所のエアコンは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき3か月に1回以上の簡易点検を行うこと。 建物管理者の附置義務自転車駐車を併せて管理運営するため、毎年度建物管理者と管理運営に係る費用負担等に関する契約を締結すること。 金山地区再開発に伴い、自転車駐車場の位置が変更となる。アスナル金山解体時や新しい施設の建築時など、工程により複数回移設となる可能性あり。実施時期等は未定。詳細は別途協議するものとする。
			(金山総合駅第1)	金山地区再開発に伴い、自転車駐車場の位置が変更となる可能性あり。実施時期等は未定。詳細は別途協議するものとする。
	東別院	東別院	東別院自転車駐車場	
			(東別院第二)	
			(東別院第三)	
	黒川	黒川	黒川	
			黒川西	
			黒川東	
			(黒川第一)	
			(黒川第二)	
	志賀本通	志賀本通	志賀本通南	
			(志賀本通第一)	
	平安通	平安通	平安通北	
			平安通南	
			(平安通第一)	
	大曽根	大曽根駅東	大曽根駅東	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。 管理事務所のエアコンは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき3か月に1回以上の簡易点検を行うこと。
		大曽根北	大曽根北	
		大曽根 J R 南口	大曽根 J R 南口	
		大曽根駅西	大曽根駅西	光熱水費及び共同ビル等の包括管理業務（消防設備点検等の法定点検含む）にかかる費用については、本市が建物管理者に支払いをしているため、費用は本市に支払う。 定期区分のうち24台分をオズガーデンの自転車駐車場としているため、指定管理者から名古屋まちづくり公社に対し請求を行う必要がある。 開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	ナゴヤドーム前矢田	ナゴヤドーム前矢田	(ナゴヤドーム前矢田第一)	
		ナゴヤドーム前矢田駅	ナゴヤドーム前矢田駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。 管理事務所のエアコンは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき3か月に1回以上の簡易点検を行うこと。

別添4 駐車場別留意事項

ブロック名	駅名	施設の名称	旧名称	内容
名城線	砂田橋	砂田橋	砂田橋	
	茶屋ヶ坂	茶屋ヶ坂西	茶屋ヶ坂西	
		茶屋ヶ坂東	茶屋ヶ坂東	
	自由ヶ丘	自由ヶ丘北	自由ヶ丘北	
		自由ヶ丘南	自由ヶ丘南	
	本山	本山	本山北	
			本山西	
			本山東	
			(本山第一)	
		本山駅	本山駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。 管理事務所のエアコンは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき3か月に1回以上の簡易点検を行うこと。
	名古屋大学	名古屋大学駅	名古屋大学駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。 管理事務所のエアコンは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき3か月に1回以上の簡易点検を行うこと。
	八事日赤	八事日赤西	八事日赤西	
		八事日赤東	八事日赤東	
	総合リハビリセンター	総合リハビリセンター	総合リハビリセンター北	
			総合リハビリセンター南 (総合リハビリセンター第一)	
	瑞穂運動場東	瑞穂運動場東	田辺通西	
			田辺通東	
			八勝通	
			(瑞穂運動場東第一)	
			(瑞穂運動場東第二)	
	新瑞橋	新瑞橋駅	新瑞橋駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
		落合橋	落合橋	
		新瑞橋東	新瑞橋東	
		新瑞橋南	新瑞橋南	
	妙音通	妙音通	妙音通北	
			妙音通南	
			(妙音通第3)	
			(妙音通第4)	
			(妙音通第5)	
			(妙音通第6)	
			(妙音通第7)	
	堀田	堀田北	堀田北	
		堀田南	堀田南	管理人ボックスは指定管理者の判断により使用可。
	熱田神宮伝馬町	熱田神宮伝馬町	熱田神宮伝馬町	
			(熱田神宮伝馬町第一)	
			(熱田神宮伝馬町第二)	
	熱田神宮西	熱田神宮西駅西	熱田神宮西駅西	熱田まつり開催時（6月）及び年末年始に、自転車駐車場の一部を閉鎖する場合がある。対応方法については、その都度関係機関と協議すること。
		熱田神宮西駅東	熱田神宮西駅東	
		熱田神宮西駅南	熱田神宮西駅南	
	西高蔵	西高蔵北	西高蔵北	
		西高蔵南	西高蔵南	
	六番町	六番町	六番町北	
			六番町バスターミナル	
			六番町南	
			(六番町第一)	
			(六番町第二)	
	上飯田	上飯田北	上飯田北	
		上飯田南	上飯田南	
	小幡	小幡	小幡	集合住宅の地下部分を使用しており、共益費（月額47,000円）を支払う必要がある。 消防設備点検等の法定点検については、建物管理者が一括して発注しているため、費用は建物管理者に支払う。 開場時間は鉄道の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	神宮前	神宮前	神宮東	敷地内の植栽帯にサクラがあるため、クビアカツヤカミキリに関する定期的な調査等に対応すること。
			(神宮前第一)	熱田まつり開催時（6月）及び年末年始に、自転車駐車場の一部を閉鎖する場合がある。対応方法については、その都度関係機関と協議すること。
	鳴海	鳴海西	鳴海西	
		鳴海東	鳴海東	
	有松	有松	有松北	
			有松西	
			有松南	
			(有松第一)	

別添4 駐車場別留意事項

ブロック名	駅名	施設の名称	旧名称	内容
名城線	大江	大江	大江東	
			大江南	
			(大江第一)	
	大同町	大同町北	大同町北	名鉄駅舎と合築であるため、消防用設備等点検については、名鉄施設点検分を受託した事業者へ委託すること。
		大同町南	大同町南	
	柴田	柴田北	柴田北	名鉄駅舎と合築であるため、消防用設備等点検については、名鉄施設点検分を受託した事業者へ委託すること。
		柴田南	柴田南	
	熱田	熱田西	熱田西	
		熱田東	熱田東	
	笠寺	笠寺西	笠寺西	管理人ボックスは指定管理者の判断により使用可。 日本ガイシホールと名鉄笠寺駅をつなぐ自由通路の耐震補強工事に伴い、指定期間当初に自転車駐車場の一部が使用できない可能性あり。 詳細は別途協議するものとする。
		笠寺東	笠寺東	
	大高	大高北	大高北	
		大高交番西	大高交番西	
		大高西	大高西	
		大高東	大高東	
鶴舞・桜通線	上小田井	上小田井	上小田井北	
			上小田井東	
			上小田井南	
			(上小田井第一)	
			(上小田井第二)	
			(上小田井第三)	
			(上小田井第四)	
	庄内緑地公園	庄内緑地公園	グリーンプラザ前 庄内緑地公園北	
	庄内通	庄内通西	庄内通西	
		庄内通東	庄内通東	
	浄心	浄心	浄心北	
			浄心西	
			浄心南	
			(浄心第3)	毎年6月に開催される浄心天王祭の対応が必要。事前の実行委員会や土木事務所との打合せ、歩道上の自転車駐車場内に駐車している自転車の移動等。
			(弁天通)	毎年6月に開催される浄心天王祭の対応が必要。事前の実行委員会や土木事務所との打合せ、歩道上の自転車駐車場内に駐車している自転車の移動等。
	浅間町	浅間町	浅間町北	
			浅間町南	
			(浅間町第3)	
	鶴舞	鶴舞	鶴舞公園前	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。 壁面緑化及び周辺植栽の日常管理が必要。
			(鶴舞第1)	
			(鶴舞第2)	
			(鶴舞第3)	
			(鶴舞第4)	
			(鶴舞第5)	
			(鶴舞第6)	
			(鶴舞第7)	
			(鶴舞第8)	
			(鶴舞第9)	
			(鶴舞第10)	
	川名	川名	川名 (川名第2)	
	いりなか	いりなか	いりなか (いりなか第一)	駅周辺に必ず管理事務所を設置すること。
	八事	八事	(八事第一)	原付用利用枠設置のための基盤整備を行う予定のため、原付を受け入れること（警察と協議中のため、予定は変更となる場合があります）。
		八事駅	八事駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせること。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	塩釜口	塩釜口	塩釜口北	
			塩釜口南	
			(塩釜口第二)	
			(塩釜口第四)	
			(塩釜口第五)	
			(塩釜口第六)	

別添4 駐車場別留意事項

ブロック名	駅名	施設の名称	旧名称	内容
鶴舞・桜通線	植田	植田	<植田第1>	植田第3は、現在の植田第2の代替となる場所で、令和8年4月1日から供用開始予定。植田第2の供用は令和8年3月31日まで。 現在、植田第1及び植田第2は公益財団法人なごや建設事業サービス財団及び植田南自転車駐車対策協議会が管理を行っているため、業務の引継ぎにあたって調整を行うこと。
			<植田第3>	
			<植田第4>	
	原	原	原	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。 建物部分の建築物点検は隔年1回実施すること。
	平針	平針	平針	令和9年4月1日より終日開場となるため、シャッター等の開閉作業は不要。 建築物点検は隔年1回実施すること。
	太閤通	太閤通	太閤通	共同溝工事のため、指定期間開始時から、工事に合わせて支障となる箇所が順次閉鎖及び仮復旧され、令和11年度に本復旧予定。
			(太閤通第3)	
			(太閤通第4)	
			(太閤通第5)	
	名古屋	名古屋駅	全駐車場共通	名古屋駅地区の再開発については、多岐にわたる計画が検討段階の状況であり、以下の内容以外にも指定期間開始時の自転車駐車場の配置が現在と大きく変わる可能性あり。 以下に現在の検討状況等を記載しているが、詳細図面の作成にあたっては、原則、現況の自転車駐車場の配置をもとに作成し、別図2⑥、⑦、⑧、⑨については移設予定図面【別図3】により、移設後の自転車駐車場の配置をもとに作成すること。 詳細は別途協議するものとする。
			笈瀬川	
			清正公	
			椿（平面式）	自転車駐車場の一部が仮移設先として設置されており、支障期間終了後に他の場所へ復旧予定（時期・復旧場所は未定）。詳細は別途協議するものとする。【別図2①】
			(名駅二)	自転車駐車場の一部を支障移設しており、支障期間終了後に復旧予定（令和9年頃予定）。詳細は別途協議するものとする。【移設先：別図2②、復旧先：別図2②'】
			(桜通)	今後、自転車駐車場の配置が大きく変わる可能性あり（時期・内容は未定）。詳細は別途協議するものとする。【別図2③】
			(笹島)	自転車駐車場の支障移設が必要になる可能性あり。【別図2④】 自転車駐車場の再配置の検討が必要となる可能性あり（時期・内容は未定）。【別図2④】 詳細は別途協議するものとする。
			(太閤通)	指定期間開始時に自転車駐車場の一部が使用できない可能性あり。詳細は別途協議するものとする。【別図2⑤】 令和7年度に自転車駐車場の一部を撤去し、他の場所へ支障移設する予定。支障期間終了後の復旧方法は未定。指定期間中には復旧できない可能性あり。詳細は別途協議するものとする。【別図2⑥、移設先：別図3ウ】
			(椿町)	令和7年度から令和8年度にかけて、駅前広場の自転車駐車場の配置が変わる予定。ただし、今後の調整により変更の可能性あり。【別図2⑦、移設先：別図3ア】 令和7年度に自転車駐車場の一部を撤去し、他の場所へ支障移設する予定。ただし、今後の調整により変更の可能性あり。【別図2⑧、移設先：別図3イ】 今後、自転車駐車場の配置が大きく変わる可能性あり（時期・内容は未定）。詳細は別途協議するものとする。【別図2⑨】
			(錦通)	令和7年度に自転車駐車場の一部を撤去し、他の場所へ支障移設する予定。支障期間終了後には現在の位置へ復旧予定だが、指定期間中には復旧できない可能性あり。詳細は別途協議するものとする。【別図2⑩、移設先：別図3ウ】
			(名駅四)	
			(ルーセント前)	
			(泥江通)	
			(江川線)	自転車駐車場の一部が仮移設先として設置されており、支障期間終了後に他の場所へ復旧予定（時期・復旧場所は未定）。詳細は別途協議するものとする。【別図2⑪】
			(椿町北)	自転車駐車場全体が仮移設先として設置されており、支障期間終了後には他の場所へ復旧予定（時期・復旧場所は未定）。詳細は別途協議するものとする。【別図2⑫】
		椿	椿（高架下）	開場時間は午前5時から翌日午前1時まで。
	国際センター	国際センター	国際センター北	
			国際センター南	
			(国際センター)	令和7年度に仮移設先として自転車駐車場を設置予定。支障期間終了後に移設元へ復旧予定（一部未定）だが、指定期間中に復旧できない可能性あり。詳細は別途協議するものとする。【別図3ウ、移設元：別図2⑥⑩】 詳細図面の作成にあたっては、移設後の自転車駐車場の配置をもとに作成すること。
			(桜通)	今後、自転車駐車場の配置が大きく変わる可能性あり（時期・内容は未定）。詳細は別途協議するものとする。【別図2③】
	車道	車道	(車道)	

別添4 駐車場別留意事項

ブロック名	駅名	施設の名称	旧名称	内容
鶴舞・桜通線	今池	今池	今池	
			(今池第1)	
			(今池第2)	
			(今池第3)	
			(今池第4)	
			(今池第5)	
			(すいどうみち)	
	吹上	吹上北	吹上北	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
		吹上南	吹上南	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	御器所	御器所駅	御器所駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
		御器所東	御器所東	
	桜山	桜山駅	桜山駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	瑞穂区役所	瑞穂区役所駅	瑞穂区役所駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	瑞穂運動場西	瑞穂運動場西	瑞穂運動場西	
	桜本町	桜本町駅	桜本町駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
	鶴里	鶴里	鶴里	
	野並	野並駅	野並駅	開場時間は地下鉄の運行時間帯に合わせることを。 浸水の恐れがあるとき、止水板を設置すること。
		野並東	野並東	
	鳴子北	鳴子北	鳴子北	
			相川西	
			相川東	
			(相川第一)	
	相生山	相生山南	相生山南	
		相生山北	相生山北	1回利用を設置すること。
	神沢	神沢北	神沢北	
		神沢南	神沢南	
	徳重	徳重	要池	
			徳重	光熱水費は建物管理者に支払う。 共同ビル等の包括管理業務（消防設備点検等の法定点検含む）にかかる費用については、本市が建物管理者に支払いをしているため、費用は本市に支払う。
			(徳重第三)	
			(徳重第四)	
			(徳重第五)	
			(徳重第六)	
			(徳重第七)	
			(徳重第八)	
			(徳重第九)	
	栄生	栄生	(栄生第一)	
			(栄生第二)	
			(栄生第三)	
			(栄生第四)	